

出雲市農業委員会（第3期）第33回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和8年(2026)4月27日(月)午後1時27分から午後3時00分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(17名)

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	若槻 博美	持田 守夫
江角 昭夫	佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	湯浅 道行	佐野 芳夫
嘉本 良市	水 壯			

4 欠席委員(7名)

石飛 忠宏	常松 守男	天野 明浩	森山 亮二	勝部 守
立石 行雄	伊藤 美樹			

5 提出議題

(1) 報告事項

報第118号 会長専決処分の報告

報第119号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第120号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第121号 農用地利用集積等促進計画の認可について

(2) 議案審議

議第207号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第208号 非農地証明について

議第209号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第210号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第211号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第212号 所有者等を確知できない農地の告示について

議第213号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

議第214号 出雲市農業委員会規程第4条に規定する専決処分事項の指定について

会長あいさつ

6 議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に20番湯浅道行委員、22番佐野芳夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第118号会長専決処分の報告、報第119号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第120号農地法第3条の3の規定による届出について、報第121号農用地利用集積等促進計画の認可について、を一括して報告します。

議長 報第118号会長専決処分について、報告いたします。第31回、第32回総会で承認いたしました案件で農振除外の決定が未済のため許可保留としていました農地法第4条6件、農地法第5条32件について令和8年3月30日付で農振除外の決定がありましたので、決定日と同日付で許可決定しております。

また、第32回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条3件、農地法第5条12件については、島根県農業会議第121回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の4月10日付けで許可決定しております。

議長 それでは、報第119号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

當舎副主任 それでは、報第119号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号1番から11番の11件の通知がありました。内訳としては、契約内容変更のためが7件、耕作者変更のためが2件、3条により売却するためが1件、所有者が管理するためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第120号農地法第3条の3の規定による届出について、事務

局から報告をお願いします。

當舎副主任　それでは、報第120号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の3ページから10ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号1番から15番までの15件でした。権利の取得事由は、15件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号5番について、備考欄に、内原野、内公衆用道路と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。また、あつせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、4月9日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議　長　　続いて、報第121号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、3月31日付けで認可・公告した権利設定と、同じく3月31日付けで認可・公告した権利移転についてご報告いたします。

まず、3月31日付けで認可・公告した権利設定について説明いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏をご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は588筆、819,466.97㎡で、このうち、賃借権の設定が、285筆、454,971.95㎡、使用貸借による権利の設定が、303筆、364,495.02㎡です。また、新規の設定は、105筆、139,957.95㎡、再設定が、483筆、679,509.02㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の

表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。各権利設定の詳細な内容につきましては、1ページから12ページに掲載していますので、ご確認ください。なお、今回の報告分では、耕作者は法人を含め94人、地権者は254人となっています。

次に、3月31日付けで、認可・公告した権利移転について、です。13ページに一覧を掲載しております。今回の権利移転は、2件、2筆で、合計1,892㎡です。以上、今回ご報告する促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議第207号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

當舎副主任 それでは、議第207号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が18件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件、合計20件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから7ページをご覧ください。

受付番号1番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号2番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。譲受人の住所は乙立町ですが、近隣に勤務地及び親族の住宅があるため、耕作に支障はありません。

受付番号3番、4番、5番について、いずれも譲渡人は、耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号6番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号7番、8番について、いずれも譲渡人は、相手方の要望のため、

規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号9番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号10番について、譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号11番について、双方の要望により、基盤強化促進法での賃貸借契約が期間満了となる農地について、従来から申請地を耕作する受人に譲渡するものです。

受付番号12番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号13番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号14番、15番について、いずれも譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号16番について、譲渡人は、相手方の要望のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号17番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号18番について、譲渡人は、規模縮小のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃貸借権設定の案件1件についてご説明いたします。受付番号19番です。こちらは、基盤強化促進法での賃貸借契約が期間満了となり、継続して農業経営を行うため、新たに3条での設定をするものです。権利の設定期間については2年間です。

つづいて、使用貸借権設定の案件1件についてご説明いたします。受付番号20番です。貸出人は、高齢による労力不足のため、規模拡大を予定する借受人に使用貸借権の設定をするものです。権利の設定期間は10年です。受人はリース法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけた、解除条件付きでの権利設定となります。

以上、受付番号1番から20番については、8ページから11ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。また、20番については、解除条件付きでの権利設定であるため、農地法3条3項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第208号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第208号非農地証明の申請について、説明します。議案書の14、15ページ及び説明資料1ページから14ページをご覧ください。今月は6件の申請がありました。

 受付番号1番について説明いたします。説明資料1ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料2、3ページの現況写真をご確認ください。議案書上から2筆目の農地は、長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっており、そのほかの申請地は山林の状態となっています。現地確認は4月10日に勝部農業委員、渡部推進委員、事務局職員で行っています。

 受付番号2番について説明いたします。説明資料4ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料5ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は4月10日に勝部農業委員、渡部推進委員、事務局職員で行っています。

 受付番号3番について説明いたします。説明資料6ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料7、8ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は4月8日に水農業委員、川瀬推進委員、事務局職員で行っています。

 受付番号4番について説明いたします。説明資料9ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料10ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認については、前回の非農地証明の隣接地のため、そのときすでに確認済です。3月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で現地確認を行いました。受付番号5番について説明いたします。説明資料11ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料12ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は4月14日に大梶会長、松井推進委員、川上推進委員、事務局職員で行っていま

す。

受付番号6番について説明いたします。説明資料13ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は4月10日に佐藤農業委員、陰山推進委員、事務局職員で行っています。

6件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さんから補足をお願いします。水委員さん補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。事務局からの説明があったとおりで、補足はありません。

議長 佐藤委員さん補足はございますか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。補足はありません。事務局の説明のとおりです。

議長 大社地域の案件については、事務局からの説明のとおりです。よろしくお願ひします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 それでは、議第208号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第208号を承認いたします。

議長 次に、議第209号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事

それでは、議第209号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、8件の申請がありました。議案書は16ページ、参考資料は1ページから12ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、5月に開催予定の第122回常設審議委員会に諮問する予定です。今月は説明案件が2件ありますのでご説明いたします。

受付番号2番について説明します。追認案件です。説明資料の15ページから17ページをご覧ください。宇那手町の田1筆です。詳細な位置につきましては、16ページの案内図でご確認ください。転用目的は、農業用倉庫及び作業場です。面積は、転用面積・事業面積がともに612.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整については、平成18年7月用途変更決定済みです。許可該当条項は、農地法第4条第6項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内在住の個人です。申請地は自己所有地であり、農業用倉庫、作業場を整備するものです。追認案件のため、今後整備に関する支出はありません。

受付番号5番について説明します。説明資料の18ページから20ページをご覧ください。美野町の田3筆です。詳細な位置につきましては、19ページの案内図でご確認ください。転用目的は、水稻乾燥作業場です。面積については、転用面積・事業面積ともに1094.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域外のため用途変更は不要です。許可該当条項は、法第4条第6項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内在住の個人です。申請地は自己所有地であり、水稻乾燥作業場を整備するものである。資金計画は、所要資金額が2000万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件については以上です。

今月は説明のほかに追認の案件が4件あります。受付番号3番は、従前から進入路として利用していたものです。受付番号4番は、昭和40年頃から自宅敷地として利用していたものです。受付番号6番は、昭和47年頃から倉庫敷地として利用していたものです。受付番号8番は、平成13年頃から木戸道の一部として利用していたものです。いずれも申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導してお

ります。以上、受付番号1番から8番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第209号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第209号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第210号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第211号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 議第210号について、ご説明いたします。議案書の17ページから20ページ、説明資料の21ページから32ページ、参考資料の13ページから36ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が13件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の合計16件の申請がありました。今月は、5月に開催予定の第122回常設審議委員会に諮問する予定の案件が6件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書17ページの受付番号6番です。説明資料の21ページから23ページをご覧ください。転用場所は、稲岡町の田3筆です。案内図は22ページです。転用目的は、学校用地です。面積は、転用面積が3,146㎡、所要面積が3,160㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、出雲市であり、現在の屋内運動場は老朽化が著しく、アリーナが狭隘で授業に支障をきたしており、現有敷地では改築する場所がないため、隣接の申請地を取得し、新屋内運動場を建設するものです。また、駐車場も不足しているため、併せて整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額10億1,760万円で、これに対する資金調達については、自己資金、借入金

及び補助金で賄う計画であり、詳細は説明資料下段の資金計画欄をご確認ください。

議案書17ページの受付番号7番です。説明資料の24ページから26ページをご覧ください。転用場所は稲岡町の田1筆です。案内図は25ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,470㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地9区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億9,200万円で、これに対する資金調達は全額借入資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書18ページの受付番号11番です。説明資料の27ページから29ページをご覧ください。転用場所は斐川町富村の田5筆、畑5筆の合計10筆です。案内図は28ページです。転用目的は、事業所敷地です。面積は、転用面積が2,910㎡で、所要面積が3,929.86㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で解体工事業を行う法人です。この度、事業所に隣接する申請地を取得し、事業用車両置場及び資材置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が4,700万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書19ページの受付番号14番です。説明資料の30ページから32ページをご覧ください。転用場所は東園町の田2筆です。案内図は31ページです。転用目的は現場事務所及び駐車場への一時転用です。面積は、転用面積、所要面積ともに860㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、受注した工事に近い申請地を賃借し、現場事務所及び駐車場として利用する計画です。過去2年間、一時転用で許可をした場所を同事業者が継続して利用するものです。資金計画については、所要資金額が賃借料が年450万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件については以上です。

追認案件については、議案書に表示しています。申請が事後になりました

が、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第211号について、ご説明いたします。議案書は21ページ、参考資料は23ページ、24ページをご覧ください。今月は、所有権の移転1件の申請がありました。個別の説明案件はありません。受付番号1番は5条の8番とセットになっておりますので、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

以上、議第210号の16件及び議第211号の1件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第210号のうち、農業委員が関与する1件が先議案件となります。その内7番佐藤文男委員の関与案件が18ページの12番になります。それでは、7番佐藤文男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、7番佐藤文男委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第210号のうち7番佐藤文男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、7番佐藤文男委員の関与案件1件を承認します。ここで佐藤委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第210号及び議第211号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号6番の江角です。議第210号の11番の案件について、この案件については、除外の案件の審査の際、排水の問題をご質問したんですが、私も現地を確認したところ、排水路もきちんとあることを確認いたしました。1点だけ確認したいんですが、完了予定が令和10年12月ということで約2年半もかかる計画となっています。何か長い期間がかかる理由はあり

ますか。また、これだけ時間がかかることは、周辺住民に知らせてあるかお尋ねします。

大森副主任　　まず、1点目の事業計画の期間の件でございます。今回の計画では、点正在している資材置場等を集約したり、別の場所にある本社を当地に移転するため、時間を要する予定と聞いています。第2点目の期間が長くかかる事についての周辺住民への周知ですが、確認をしていません。

江角委員　　今回審議して許可が出れば、時間がかかる事を地元の説明していただきたい。

大森副主任　　代理人を通じて事業者に伝えます。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第210号及び議第211号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第210号及び議第211号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議　　長　　次に、議第212号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任　　それでは議第212号、所有者等を確知できない農地の告示について、ご説明いたします。議案書の22ページから24ページをご覧ください。23ページの告示案に記載した農地は、いずれも、利用権を設定していた農業者から、所有者の相続人と連絡とれないと相談があった土地になります。農業委員会事務局で所有者等に関する情報を探索しましたが、所有者等が確知できませんでした。そこで、この農地について農地法第32条第3項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページ、イーマップ農地ナビホームページにも掲載する予定です。告示の日から起算して2か月以内に農地の所有権等の権利を有する方から申出があった場合は、申出者に利用意向調査を実施し、意向に従い貸し借り等の手続きに進むこととなります。申出がなかった場合は、告示の4に記載がある通り、農地法第41条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、島根県知事の裁定により

利用権の設定が認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、それでは、議第212号所有者等を確認できない農地の告示について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第212号の案件を許可決定いたします。

議 長 議第213号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第213号について、ご説明いたします。別紙議案書の1ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。出雲市農地利用最適化推進委員の欠員募集については3月2日から3月31日までの約1か月間募集を行いました。応募状況については、市のホームページで公表しておりますが、1区域で、1名の募集に対して1名の応募がありました。今月の20日に評価委員会を開催し、農地利用最適化推進委員に適任と判断されました1区域の1名について承認をいただくものです。候補者の名簿については、2ページに掲載しております。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局から農地利用最適化推進委員の決定について、説明がありましたが、去る4月20日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催しております。岡田委員長に評価結果の報告をお願いします。

岡田委員 去る3月19日の農業委員会総会で会長から指名を受けた3人で4月20日に評価委員会を開催しました。3人の評価委員の互選によって私が委員長になりましたので、私の方からご報告させていただきます。農地利用最適化推進委員の募集人員1人に対して、応募者は1人でした。募集人員と同数の応募でしたので、書類による評価を行いました。書類により選考した結果、応募者は、農地利用最適化推進委員として「ふさわしい」（適任）と評価委員全員が判断しましたので、本日の総会で皆様にご報告させていただきます。報告は以上です。

議 長 事務局の説明及び岡田委員長から報告がございましたが、何かご質問・ご意見などございますか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第213号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第213号の案件を承認いたします。

議 長 ここで一旦休憩といたします。

議 長 議事を再開します。次に、議第214号出雲市農業委員会規程第4条に規定する専決処分事項の指定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第214号について、ご説明いたします。別紙チラシをご覧ください。農地の賃貸借契約を更新する際、土地所有者が死亡しており、相続人はわからないケースが増えています。そのため、国では、農業委員会が行っている所有者の探索業務について、令和5年4月から、所有者の探索範囲を配偶者と子に限定することや所有者不明農地の公示を6ヶ月から2ヶ月に短縮するよう制度を見直しました。こうした取り組みの効果により、「所有者を確知できない農地」の案件が増加し、年1件程度だったものが、令和7年度には7件まで増加しました。これだけでなく、調査中に所有者が判明した案件や議案の提出に至らない案件もあります。こうした案件の中には、所有者不明であることが判明したが、利用権の終期が間近に迫っており、早急な対応を求められるケースも増えています。そこで、令和8年4月20日に開催した運営委員会において、今まで議案として審議してきた「所有者を確知できない農地」の案件について、会長専決処分とし、少しでも期間短縮を図ること提案し、ご了解をいただきました。別添議案の見開き「出雲市農業委員会規程」の第4条の専決処分に係る条項をご覧ください。第4条第1項第1号に「委員会の権限に属する事項で、その議決により指定するもの。」は会長は専決処分することができるという規定がございます。つきましては、本日、「所有者を確知できない農地」の案件について、会長専決処分事項に指定していただくようお諮りするものです。説明は、以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。「所有者等を覚知できない農地」に関しては、例規には表記されないということですか。

山田次長 出雲市農業委員会規程の中では、議決により指定すれば専決処分事項に加えることができるという規定になっているため、事項を加える改正は考えていないところです。ただし、専決処分とした事項については、逐次総会で報告させていただきたいと思います。そうすることによる最長1ヶ月程度の手続き期間の短縮につながりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今岡委員 「所有者等を覚知できない農地」を項として追加するのに何か支障がありますか。

山田次長 議案の内容が定例的なものでありますので、外に挙がっている項建ての内容と比べると軽易なものになりますので、序列としては下にあたる内容と判断しています。

今岡委員 正直よくわからないのですが。

山田次長 この手法は例規の作り方に関連しているかもしれませんが、項立てしたものと同列の事項か、その詳細は定めるものかによろと思います。例規の書き方によっては、詳細の部分を別表として定めたり、要項等で別に定めるというケースも考えられます。しかし、現在の「出雲市農業委員会規程」においては、別表等別な形で定める形をとっていませんので、「所有者等を覚知できない農地」別に規定する形にはならないと考えています。

議 長 議決事項から報告事項に変わることについて説明をお願いします。

山田次長 緊急なもの、定例的なものは専決処分とし、後に報告事項として報告させていただきますが、農地転用の様に判断が必要なケースの場合は、運営委員会にお諮りした上で、議案として挙げさせていただく可能性はあると思います。

今岡委員 今回の「所有者等を覚知できない農地」以外に専決処分をしている案件はありますか。

山田次長 本日もありましたが、農振除外の許可を待つて農地転用を許可するケースなどは専決処分とし、報告事項とさせていただきます。

今岡委員 最後に意見として申しあげます。第4条第1項第1号に規定する議決により指定するものを明示していただくと良いと思います。

山田次長 県内にも同様の例があるようですし、全国的にも例があると思いますので、先例を確認し、対応を検討させていただきたいと思います。

議 長 外にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第214号出雲市農業委員会規程第4条に規定する専決処分事項の指定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第214号を承認いたします。

議 長 これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時00分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

長廻事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、當舎副主任、岡主事

農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
